

変 更 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊福知山駐屯地  
第 3 4 9 会計隊長 塩津 幸孝

公告第 114 号「福知山（7）新警備システムに伴う電源改修工事（令和 8 年 1 月 15 日）」に係る入札について、内容の一部を下記のとおり変更するので、関係事項を承知のうえ参加されたい。

1 変更事項

- (1) 入札説明書内の「6 競争参加資格の確認等(5)」を次のとおり変更する。  
「(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、令和 8 年 2 月 6 日までに通知する。」
- (2) 仕様書を添付のとおり変更する。  
変更事項「工事概要内の引込用ポール数量の変更 6 → 7」

2 入札に関する事項の問い合わせ先

〒 6 2 0 - 8 5 0 2 京都府福知山市字天田無番地  
陸上自衛隊福知山駐屯地 第 3 4 9 会計隊 契約班 塩津  
TEL 0773-22-4141（内線 345）  
FAX 0773-22-9549  
Mail ma349fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

# 工 事 仕 様 書

- 1 工事件名：福知山（7）新警備システムに伴う電源改修工事
- 2 工事工期：契約締結日～令和8年3月31日（火）
- 3 工事場所：京都府福知山市宇天田無番地（陸上自衛隊福知山駐屯地）
- 4 工事概要

工 種	項 目	数 量	単 位	備 考
建築工事	仮設工事	清掃・後片付け	25	m <sup>2</sup>
		内部仕上足場（脚立足場）	25	m <sup>2</sup>
	土工事	機械掘削・機械埋戻	0.68	m <sup>3</sup>
電気設備工事	配管工事	ポリエチレンライニング鋼管	23.5	m
		エントランスキャップ	6	個
		ビニル被覆金属製可とう電線管	7	m
		盤用キャビネット屋外形 屋根付 鋼板製	7	面
	配線工事	第1種金属製線び A種	1	m
		引込用ビニル絶縁電線 DV 5.5sq-3C	90.6	m
		引込用ビニル絶縁電線 DV 8.0sq-3C	411	m
		600V絶縁ケーブル EM-EEF2.0mm-3C	29	m
		支線（メッシュケーブル） 22sq	7	m
		腕金（H1,000：2本 H1,500：12本）	14	本
	電力設備工事	引込用ポール	7	本
		漏電ブレーカ 2P1E	7	個
		アースターミナル付接地ダブルコンセント	1	個
		引留碍子（多溝碍子：28個 三角碍子：6個）	34	個
		電柱バンド	30	個
		引留ポルト	5	個
		PJコネクタ	12	個
		ねじりストラップ	6	個
	撤去工事	ダブルコンセント	1	個
		600V絶縁ケーブル	29	m
	その他	産業廃棄物処分	1	式
		高所作業車 17m以上	1	台
		基礎ブロック	0.816	m <sup>3</sup>

## 5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「福知山（7）新警備システムに伴う電源改修工事」に摘要する。
- (2) 本工事は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により、確実に実施すること。  
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- (3) 工事は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (4) 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の仕様による。
- (5) 駐屯地規定により、喫煙は特定の場所で行い、施工中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また工事場所以外の立ち入りを禁止する。  
工事の都合上やむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
- (6) 工事時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に工事を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (7) 駐屯地からの電気・給水は使用しないものとする。ただし、駐屯地より使用する場合は事前に監官に申し出て所要の手続き後、使用料金は官側の算定に基づき請負業者が支払うこと。
- (8) 請負業者は、工事実施に先立ち、監督官と協議のうえ工事工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち工事を実施すること。

- (9) 工事に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については請負業者の責任において迅速に処理すること。
- (10) 工事に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合については速やかに監督官に提出し、了解を得ること。
- (11) 請負業者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。  
項目は、着工前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ提出すること。
- (12) 工事は請負業者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (13) 着工に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は、図面より現地の取合いを優先する。
- (14) 現場の納まりや取合わせ等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は、監督官の指示を受けて行うこと。  
また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合においては、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
- (15) 工事に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (16) 工事中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (17) 発生材（金属類で売却可能品）については、監督官の指示する場所に集積し、種類別に整理し、発生材調書と共に官側に引継ぐものとする。  
なお、その他の発生材については、請負業者の責任において場外処分することとする。この際、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正に処理し、マニフェストの写し（A、E票）を官側に提出できるよう処分すること。
- (18) 本工事の提出書類は下記のとおりとし、期限までに必ず提出すること。  
ア 内訳明細書（契約後速やかに）  
イ 工程表（契約後速やかに）  
ウ 現場代理人等通知書（契約後速やかに）  
エ 現場代理人経歴書（契約後速やかに）  
オ 下請負者通知書（契約後速やかに）  
カ 工事打合せ簿（その都度）  
キ 着手届（工事着工時）  
ク 材料等承認願（その都度）  
ケ 工事材料搬入報告書（その都度）  
コ 完成通知書（工事竣工時）  
サ 出荷証明書（その都度）  
シ 工事写真（工事竣工後速やかに）  
ス 発生材調書（工事竣工後速やかに）  
セ 試験結果報告書（工事竣工後速やかに）
- (19) 本工事の完成検査は、工事完了後、検査官が本仕様書に基づき検査を実施し合格をもって完了とする。その際、手直しが生じた場合速やかに手直しを実施し、再度検査を実施し合格をもって完了とする。
- (20) その他不明な事項等はその都度監督官と協議すること。

工 事 名	福知山（7）新警備システムに伴う電源改修工事	縮 尺	—
種 別	仕様書①	図面番号	1 / 7
陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊管理科			